

長久手市ふるさと応援活動支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、長久手市ふるさと応援活動支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内を活動拠点とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市と連携等に関する協定を締結している社会福祉法人
- (2) 本市の補助金、交付金等を受給する団体
- (3) その他市長が認める団体

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 地域の課題解決及び活性化につながる事業
- (2) 地域づくり及びふるさとづくりに貢献する事業
- (3) 地域福祉活動及び社会貢献活動の推進を図る事業
- (4) 長久手市のPRに貢献する事業
- (5) その他市長が特に認める事業

2 前項第2号に規定する団体が実施する事業は、前項の規定に加え、補助対象者が独自の方法により資金調達を行い、実施する事業とする。

（補助対象事業実施期間）

第4条 補助対象事業実施期間は、原則として地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（補助事業の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、長久手市ふる

さと応援活動支援事業申請書（様式第 1 号。以下「事業申請書」という。）に、次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体概要書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 事業申請書の提出期間は、4 月 1 日から 1 2 月 2 5 日までとする。
ただし、1 2 月 2 5 日が長久手市の休日を定める条例（平成元年長久手町条例第 2 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後の最初の休日でない日までとする。

（補助対象経費）

第 6 条 補助対象経費は、事業の実施に係る総事業費とする。ただし、当該事業に対して他の助成を受けている場合は、交付対象経費から当該助成費を除いた額を対象とする。

（補助対象事業の決定及び通知）

第 7 条 市長は、前条の規定により提出された事業申請書を審査の上、補助対象事業の当否を決定し、長久手市ふるさと応援活動支援事業決定通知書（様式第 2 号。以下「事業決定通知書」という。）により補助対象者に通知するものとする。

（補助対象事業の内容の変更）

第 8 条 前条に規定する事業決定通知書を受理した補助対象者が、事業申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ長久手市ふるさと応援活動支援事業変更申請書（様式第 3 号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出してその承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の変更申請書の内容を審査の上、長久手市ふるさと応援活動支援事業変更（承認・却下）通知書（様式第 4 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助対象事業の周知）

第 9 条 市長は、第 7 条の規定により補助対象事業として決定した事業について、ふるさと長久手寄附金（以下「寄附金」という。）の使

途として、市のホームページへ掲載することとする。

- 2 掲載の期間は、最長で事業を決定したときから当該年度の3月15日までとする。

(補助金の交付上限額)

第10条 補助金の額は、予算の範囲内で、かつ当該事業に賛同する者からの寄附金総額の2分の1の額に、市外の者からの寄附金について、寄附金総額の10分の3から当該寄附に係る返礼品の調達及び発送に要した経費を控除した額を加えた額の範囲内とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 同一の団体への補助金の交付は、同一年度内1回を限度とする。

(補助金の額の通知)

第11条 市長は、前条第1項の規定により交付上限額が確定したときは、長久手市ふるさと応援活動支援事業補助金交付上限額通知書(様式第5号。以下「交付上限額通知書」という。)により通知するものとする。

(交付の申請)

第12条 前条に規定する交付上限額通知書を受理した補助対象者は、当該通知を受理した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、長久手市ふるさと応援活動支援事業補助金交付申請書(様式第6号。以下「交付申請書」という。)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第4条の規定により一会計年度を越えて事業を実施する場合は、翌年度の4月1日から5月31日までに交付申請書を提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助事業が複数年度にわたる場合、補助事業者は、交付上限額の範囲において、年度毎に交付申請を行うことができる。

(交付の決定及び通知)

第 1 3 条 市長は、前条の規定により提出された交付申請書を審査の上、補助金の交付額を決定し、長久手市ふるさと応援活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第 7 号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助要件を満たさない場合の措置)

第 1 4 条 補助対象者は、交付決定を受けた事業が補助要件を満たさなくなったときは、直ちに、長久手市ふるさと応援活動支援事業補助金取下申出書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第 1 5 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。

(3) 事業を実施しない又は事業の要件を満たさないとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、長久手市ふるさと応援活動支援事業補助金取消通知書（様式第 9 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第 1 6 条 補助対象者は、当該事業を完了した日から起算して 3 0 日を経過する日又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、長久手市ふるさと応援活動支援事業実績報告書（様式第 1 0 号。以下「実績報告書」という。）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書等の写し又は事業ごとの支出年月日、事業費項目、明細内訳及び金額が分かる帳簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、長久手市ふるさと応援活動支援事業補助金交付額確定通知書（様式第11号。以下「確定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとし、補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定額と交付確定額が同じときは、前項に規定する確定通知書を省略することができる。

(補助金の請求)

第18条 前条の規定により、補助金の額の確定を受けた者は、長久手市ふるさと応援活動支援事業補助金請求書（様式第12号）により補助金の請求を行うものとする。

(概算払)

第19条 補助対象者は、規則第13条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を請求することができる。この場合、長久手市ふるさと応援活動支援事業補助金概算払請求書（様式第13号。以下「概算払請求書」という。）に概算払を必要とする理由を記載して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された概算払請求書を審査し、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金の精算)

第20条 補助金の概算払を受けた補助対象者は、長久手市ふるさと応援活動支援事業補助金精算書（様式第14号）を実績報告書に添えて、市長に提出しなければならない。

2 確定した事業費の額が、概算払を受けた額に満たない場合、その差額について速やかに返還をしなければならない。

(補助金の返還)

第 2 1 条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第 2 2 条 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 2 3 条 補助対象者のうち、お礼の書面の送付等を目的として寄附者の個人情報の利用及び提供を希望する場合は、本市と補助対象者において個人情報の利用及び提供に関する覚書を締結するものとする。

(その他)

第 2 4 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。